

2015年 7月 2号



補助金受領団体の政治献金

政治と倫理について、聞いてみたら 6月議会質問

6月議会の代表質問です。市長への白山自治会予算での飲食接待費に関する質問に
関連して、補助金受領団体の政治献金などで、選管と行政部に質問しました。

- 1 最近、国會議員に関して、補助金受領団体からの政治献金の違法性の報道
がされていますが、適用法令と何が違反になるのか伺います。
- 2 違法性が発覚した場合に、返金される事例が報道で見受けられるが、最近
の事例を伺います。
- 3 岐阜市職員倫理条例の第3条の趣旨を伺います。そして、念のために第3
条の4項を読んで下さい。
1、2は選挙管理委員長。3は行政部長。

選挙管理委員長答弁

最近の報道では、本年の2月に当時の農林水産大臣が代表を務める政党支部
が、林野庁から補助金交付決定を受けた会社から寄附を受け、その寄附を返還
したというものがありました。

この件に関する適用法令については、政治資金規正法第22条の3第1項
により「国から補助金等の交付決定を受けた会社その他の法人が、その1年を
経過する日までに、政治活動に関する寄附をしてはならない。」とあり、また同
条第6項により先ほどの「規定に違反していることを知りながら、寄附を受け
てはならない。」とあります。

また、「政治資金規正法第22条の3の規定に違反して、寄附をしたり受領を
したもののは、同法第22条の2により、3年以下の禁固または50万円以下の
罰金に処す。」とあります。

(裏面に続く)

連絡先 岐阜市会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

行政部長答弁要旨

岐阜市職員倫理条例の第3条は、職員には、市民全体の奉仕者として公正に職務の遂行にあたる。倫理原則として、1 市民に対する不当差別禁止 2 職務、地位の私的 利益の利用禁止 3 政治的中立 を求めていきます。

4項は、職員は法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、権限の行使 の対象となる者からの贈与を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。です。

※ ちなみに、4条には「市長は、前条に規定する倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の 保持を図るために必要な事項に関する規則を定めるものとする。」と記載されています。(M)
